

2012年3月13日

様

セコムトラストシステムズ株式会社

ご回答書

謹啓

時下ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴殿より2012年3月7日にいただきました「セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書」(以下、「本サービス」といいます)に関する「要請書」につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

敬白

記

要請事項(1):3 規定に基づく認定認証業務には含まれない特殊な機能を提供する「電子申請ツール」とは別に、独立してインストール可能なDLツールを、3規定に基づき早急に提供してください。

要請に対するご回答(1):3 規定に基づくDLツールは、セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書サービスホームページに『電子証明書ダウンロードツール/電子申請ツール』として公開し、提供させていただいております。

また、『電子証明書ダウンロードツール/電子申請ツール』は、日司連様から司法書士本職以外の者が電子証明書をコピーし、他の目的に不正利用されないようにセキュリティ対策も考慮するよう要請があり、また加入者様が受領した電子証明書及びそれに係るPINコードを、盗難、紛失、他者による不正利用等を防ぐことに対し十分な注意を払い、安全に管理していただくためのセコム認証サービスのポリシーとして提供していますので、その旨ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、DLツールのインストール方法や動作環境は、3規定には具体的に記述しておりませんが、加入者利用規定第1条第2項に次のとおり規定しております。

加入者利用規定第1条第2項

「本サービスの電子証明書を利用するために必要な動作環境は、本サービスのホームページを参照するものとします。」

要請事項(2):(1)のDLツールを提供される時期(年月日)を、文書でご連絡ください。

要請に対するご回答(2): 〇〇様の要請にある「独立してインストール可能なDLツール」に関しましては、日司連様にご提案しております。

要請事項(3):(1)のDLツールを提供されるまでは、加入者は3規定に基づく義務としての鍵ペアおよび電子証明書の受領ができず、受領書の返送もできません。もし貴社がDLツールを3月14日までに提供されない場合には、第1項のDLツールをご提供される日から早くとも10日を経過するまで、受領書の返送がない場合でも加入者の電子証明書の取消を行わないでください。

要請に対するご回答(3): 回答(1)のとおり、弊社からは加入者様にDLツールを提供させていただいている認識でございますので、加入者様から受領書の返送がない場合は、加入者様に連絡をとり、状況を確認したうえで、弊社が電子証明書の取消を行うか否か判断させていただきます。加入者様から受領書の返送がない場合の取消につきましては、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号において認証事業者は発行した電子証明書を利用者に送付後、速やかにその複製を消去することが求められております。また、第六条第十五号では、それを実施するための業務手順を明確に定め、適切に実施することも求められています。その上でCPの「4.1.3 電子証明書の受容」に規定していますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

次に「4.1.3 電子証明書の受容」において取消をする場合の事由は、4.5.1.2 認証局事由による取消(1)全加入者証明書共通の取消事由の「セコムトラストシステムズが取消を必要と判断するその他の状況が認められた場合」です。

上記の「セコムトラストシステムズが取消を必要と判断するその他の状況が認められた場合」の取消を行う理由は、次のとおりです。

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号において「当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者にわたすことができる方法により交付し、」と規定しています。セコム認証サービスにおけるファイルタイプの電子証明書の取得方法は、ダウンロード用サーバに電子証明書を置き、加入者様がダウンロードして取得する方法です。セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書も同様の方法をとっています。

「セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書 識別番号及びPINコードのお知らせ」の送付日から30日を経過しても受領報告が得られない場合(加入者様から受領書が日司連登録課に返送されない場合)は、他人が電子証明書をダウンロードした可能性があり、危殆化(盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になる

ことをいう)し、又は危殆化したおそれがある場合に該当すると判断し、当該電子証明書は遅滞なく取り消さざるを得なくなります。

この30日の期間は、指定調査機関の実施調査を受けて、電子署名及び認証業務に関する法律第六条の認定の基準に適合していると認められて認定を受けたものであります。

4.1.3 電子証明書の受容

本サービスは、加入者からの受領報告が本人限定受取郵便の送付日から14日(ただし、司法書士電子証明書は24日)経過しても得られない場合は、必要に応じて加入者へ受領報告を促す通知を行う。それでもなお、受領報告を得られない場合は、加入者証明書の送付日から30日を経過した日に、該当する加入者証明書の取消を行うことができる。

本件に関するお問い合わせ先

セコムトラストシステムズ株式会社

セキュアサービス部

電話番号:

以上